

中小企業者向け融資制度 優遇金利の適用を継続

利用条件の一部緩和も

市は、市内中小企業者向けの各種融資制度を設けています。下表参照。各制度の利用条件など詳細は、商工課(0798・35・3326)へお問い合わせください。

西宮市中小企業融資制度の概要 (平成14年4月1日現在)

制度名	貸付条件	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
中小企業振興資金融資制度		3000万円	1.6%	運転資金以内 7年以内 設備資金 10年以内
小規模事業資金融資制度	小規模事業資金	1000万円	1.5%	運転・設備資金 7年以内
	無担保無保証人特別資金(個人のみ)			運転資金 5年以内
	倒産等関連緊急特別資金	300万円		
短期事業資金融資制度		1000万円	1.4%	運転資金 1年以内
設備近代化資金融資制度	経営技術革新等支援資金	3000万円	1.7%	運転・設備資金 10年以内
	機械設備等近代化資金	1500万円	1.8%	設備資金 8年以内
	大規模小売店舗対策商業近代化資金	3000万円		設備資金 10年以内
	産業立地支援資金	1億2000万円		
協同組合等事業資金融資制度	共同事業資金	8000万円	1.8%	運転資金 5年以内 設備資金 8年以内
	組合員転貸資金	1組合員 1億円 1組合員 800万円		
	事業高度化資金	1組合員 1億円 1組合員 3000万円		
起業家支援資金融資制度		1000万円	1.5%	運転・設備資金 7年以内

別途信用保証料が必要ですが、「小規模事業資金融資制度」と「短期事業資金融資制度」については、融資額300万円以下の場合、市が保証料を負担します

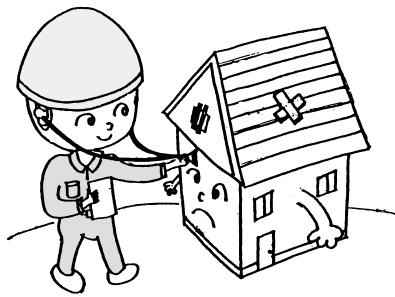
《緊急優遇金利の適用》
中小企業振興資金融資制度、小規模事業資金融資制度、起業家支援資金融資制度については、昨年12月から3月まで、緊急優遇金利(貸付利率を0.2%)を適用してまいりました。厳しい経済状況下にある中小企業者を支援するため、4月以降も継続してまいります。

《利用条件の緩和》
無担保無保証人特別資金(①)無担保無保証人保証以外に市同資金の融資を受けている人は重複利用不可

《その他の貸付住宅・貸店舗がある場合、借借人の承諾が必要。また、長屋の場合、申込棟の所有者全員の同意(押印)が必要》

《必要書類》申込書(印鑑が必要)、共同住宅(分譲)の場合、耐震診断の実施に関する総会か理事会の議決書の写し、建築時期が分かる書類(建物の登記簿謄本など)

《その他》賃貸住宅・貸店舗がある場合、借借人の承諾が必要。また、長屋の場合、申込棟の所有者全員の同意(押印)が必要



市は、住宅の所有者を対象に、簡易な耐震診断を実施してまいります。今年度が最後になります。市民の皆さんに、住宅の耐震性に関する防災意識を高めてもらおうとするものです。費用は無料。募集棟数は240棟(予定)。

自宅の状況を知る一助に。今年度が最後です

街地建築課 建築確認通知書や建築図面があればスムーズに

【対象建築物】昭和56年5月以前に着工した住宅(戸建て住宅、長屋、共同住宅、過半が住宅の兼用住宅)。ただし、ツーバイフォー住宅、丸太組工法による住宅は対象外

【申込書・パンフレットの配布】同課、各支所・市民サービスセンターで配布中

【必要書類】申込書(印鑑が必要)、共同住宅(分譲)の場合、耐震診断の実施に関する総会か理事会の議決書の写し、建築時期が分かる書類(建物の登記簿謄本など)

【その他】賃貸住宅・貸店舗がある場合、借借人の承諾が必要。また、長屋の場合、申込棟の所有者全員の同意(押印)が必要

マイホームは安全?

昭和56年5月以前に着工した住宅が対象 無料耐震診断

診断できます
【申込】所定の申込書など必要書類を、12月26日までに市街地建築課へ。先着順。住宅の所有者本人の申込に限る

【申込書・パンフレットの配布】同課、各支所・市民サービスセンターで配布中

【必要書類】申込書(印鑑が必要)、共同住宅(分譲)の場合、耐震診断の実施に関する総会か理事会の議決書の写し、建築時期が分かる書類(建物の登記簿謄本など)

【その他】賃貸住宅・貸店舗がある場合、借借人の承諾が必要。また、長屋の場合、申込棟の所有者全員の同意(押印)が必要

平成14年度の市県民税など

納付は期限までに

おりです。必ず期限までに納めてください。

《納期限》
市県民税(普通徴収分)：第1期・7月1日 第2期・9月2日 第3期・10月31日 第4期・来年1月31日
固定資産税・都市計画税：第1期・5月31日 第2期・7月31日 第3期・9月30日 第4期・12月25日
軽自動車税：5月31日

《納税通知書の送付時期》
市県民税(普通徴収分)：6月5日
固定資産税・都市計画税：5月10日

《納税通知書の送付時期》
市県民税(普通徴収分)：6月5日
固定資産税・都市計画税：5月10日

《納税通知書の送付時期》
市県民税(普通徴収分)：6月5日
固定資産税・都市計画税：5月10日

軽自動車税：5月2日
また、給与所得者などの皆さんが納める市県民税(特別徴収分)については、6月から来年5月までの12回に分けて給料から差し引き、勤務先の会社を通して納めてもらうこととなります。納税通知書は勤務先の会社に5月10日に送付します。

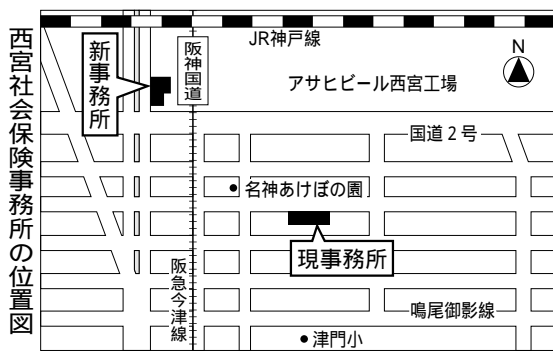
【問合せ先】市県民税課(0798・35・3321) 固定資産税・都市計画税課(0798・35・3269) 北部税務課(0797・61・0048) 軽自動車税課(0798・35・3251)へ。

市県民税 課税・所得証明書の発行開始日
平成14年度の市県民税の課税証明書や所得証明書の発行について、特別徴収の人は5月10日から、普通徴収の人は6月5日から発行する予定です。

問合せは税務管理課(0798・35・3251)へ。

社会保険事務所が移転

5月7日から津門大塚町へ



国民年金の事務などを扱う西宮社会保険事務所(津門大塚町6 8 ☎0798・33・1285)が移転します。新事務所の所在地は津門大塚町826=上図参照。新事務所での業務開始日は5月7日の予定です。電話番号の変更はありません。

【交通】阪急「阪神国道駅」下車、西へ徒歩1分▷JR「西ノ宮駅」下車、東へ徒歩10分▷阪神「今津駅」下車、北へ徒歩15分▷阪神バス「北今津」下車、西へ徒歩1分

災害など特別な事情により、生活が困難になった国民健康保険の加入世帯については、医療機関などで受診したときに支払う一部負担金の減額・免除または支給が認められます。

国民健康保険の加入世帯 特別な事情があれば 一部負担金を減免します

詳細は国民健康保険課(市役所本庁舎1階 ☎0798・35・3120)へご相談ください。

払猶予を受けることができる場合があります。ただし、治療期間が3カ月以内であることや、収入状況を含めた生活状態を確認する書類などが必要になります。



阪神米穀のお米

へっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)

自家製天むすは人気もの...

GWはお出かけ!という方もいるけれど、我が家はホームパーティー!!好きなものをテーブルの上に並べて楽しく過ごす。その中の一品に天むすはどうでしょう。おとなも子どもも大喜び。定番のえびだけでなく旬の味をおむすびで食べる。

きっと人気の一品になるのはまちがいない!

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。